

## 高速道路における電気自動車（EV）充電サービスに関する実態調査報告書に係る Q&A

Q1 NEXCO3社が、eMPと連携して2025年度までに高速道路のSA・PAに整備することを予定している約1,100口のEV充電器についても、入札を行うなど、改めてEV充電器設置者を選定する必要があるのか。

A 本報告書13頁に「将来的には、EV充電器設置者の新規参入を促進することにより、EV充電サービスの競争が活発化することが望まれる」と記載しているとおり、本報告書は既に行われた決定について再考を求めるものではない。

したがって、NEXCO3社及びeMPが連携して高速道路のSA・PAに2025年度までに設置する予定の約1,100口のEV充電器については、本提言の対象外であり、改めてEV充電器設置者を選定することを提言するものではない。

Q2 高速道路の路外に設置されたEV充電器の活用について、ETCカード決済の利用は不適切と本報告書は結論付けているのか。また、本活用に必要な費用を高速道路会社が負担すべきと本報告書は提言しているのか。

A 本活用が令和6年度から開始されるに当たりETCカード決済の利用が迅速な取組の実施に資するというのであれば、本報告書はその利用を否定するものではない。本報告書16頁に「可能な限り、大きな設備投資を必要としない方策を検討し、ETCカード以外の決済手段も認めるようにすることが、競争政策上望ましい」と記載しているとおり、大きな設備投資を必要としない決済手段も、可能な限り、検討して認めていくことを求めるものである。

また、本報告書は、高速道路の路外に設置されたEV充電器の活用に必要な費用が全体としてより低く済む形で取組を進めることを提言しており、費用を誰が負担するかについて言及するものではない。公正取引委員会としては、費用負担の割合については、高速道路会社とEV充電器設置者との交渉により決まるものと承知している。

以上